

職員キャリアアップ及び処遇改善の取り組み

社会福祉法人えちご府中会

社会福祉法人えちご府中会では、それぞれの職員がその専門性を遺憾なく発揮してよりよいサービスを提供できるよう、そして働き甲斐を感じて業務に取り組むことができるよう、処遇改善に努めています。平成 29 年 4 月からは、法人内に「職員のキャリアアップ及び処遇改善検討委員会」を立ち上げて改善の充実に努めていますが、下記に主な取り組みの概要をご紹介します。

◇キャリアパスの周知 … (内容別紙)

当法人におけるキャリアアップの道筋を示したキャリアパスを策定して職員に周知

◇正規職員登用制度 … (内容別紙)

非正規職員を正規職員に登用するにあたり、平成 23 年 4 月 1 日に「正規職員登用規程」を整備し、その後登用条件の緩和を図りつつ正規職員への転換を図っている。

◇昇任試験制度の導入 … (内容別紙)

職員の昇任に関して、従前は施設長等の推薦によっていた制度を見直し、平成 30 年 4 月 1 日に「職員昇任試験実施要領」を整備して試験制度に移行した。受験資格、試験内容、評価項目、合否基準などを全て職員に公表するなど、公正かつ透明な制度として取り組んでいる。

◇主任の上位ポストの創設

職員のやる気を引き出すとともに、管理職候補としての視点や自覚を持ってもらうことを意図して、昇任試験制度の導入に合わせて「上席主任」ポストを創設した。平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度の昇任試験で各 1 名が合格している。

◇資格取得費用の助成 … (内容別紙)

資格取得については、職員個人に帰属するものであるため、全面的に助成するには至っていないが、職務のポスト等によって必須となるものについて職員に周知して助成対象としている。

また、令和 3 年 4 月には無資格介護職員に対する資格取得支援制度を創設した。

◇国の加算制度に則った処遇改善

当法人では、最も上位の加算区分である（Ⅰ）を取得して処遇改善に取り組んでいる。直近 3 年間の実績は次のとおり。

令和元年度	加算収入額：	50,446,480 円	改善支給額：	50,533,869 円
(特定処遇改善)	〃	： 9,604,910 円	〃	： 9,636,078 円
令和 2 年度	〃	： 51,036,770 円	〃	： 51,228,012 円
(特定処遇改善)	〃	： 19,239,710 円	〃	： 19,485,451 円
令和 3 年度	〃	： 50,090,010 円	〃	： 50,197,654 円
(特定処遇改善)	〃	： 18,950,420 円	〃	： 19,295,748 円

これらの取り組みは、職員のキャリアアップ及び処遇改善検討委員会で検討を加え、計画及び実績等を職員に公表・周知して進めています。委員会では、このほかにも検討課題を抱えていますが、鋭意検討を進め、実現できるものは早期に実行に移したいと考えています。

えちご府中会キャリアパス（介護職員）

職 位	対象者	到達目標	具体的業務	研 修
新人	新卒入職後 1～2 年 他職種から福祉現場へ 入職後 1～2 年	① 府中会の理念・キャリアパスを理解し社会人・組織人・介護職員としての自己を確立する。 ② 介護技術・日常生活支援・介護過程の理解と記録・接遇マナー・コミュニケーション技術を理解し実践できる。 ③ 指導を受けながら介護を実践できる。	① 基本的な業務の流れが分かる。 ② 基本的な介助方法が分かる。 ③ ケアプラン等に基づき的確な援助を行う。 ④ 報告・連絡・相談が出来る。 ⑤ 介護過程を理解した介護記録を書くことが出来る ⑥ 学習会へ積極的に参加する。	① 新任者研修(本部 各施設) ② 組織人の基本、接遇、コミュニケーション ③ 介護技術・生活支援・リスク・感染 ④ ND システム・介護過程の理解と記録
スタッフ サブリーダー	入職後 3 年以上	① 介護技術・日常生活支援・介護過程の理解と記録・接遇マナー・コミュニケーション技術を新人・スタッフに教育できる。 ② プリセプターとしての役割を果たすことが出来る。 ③ 受持ち介護士として自立した介護が実践できる。	① 新人職員・スタッフの指導、新人職員へ業務の説明が出来る。 ② 他職種と協働し業務が円滑に行えるように調整ができる。	① 認知症介護実践者研修(外部研修) ② メンタルヘルス研修(キャリア形成訪問事業)
リーダー	入職後 5 年以上	① チームの目標をたてる。 ② リーダーシップを発揮し職場をまとめ、企画・提案・改善を図る事が出来る。 ③ 委員会活動に参加する。 ④ 問題解決技法を身に付け業務の改善や問題解決を実践できる。	① チーム目標の具体策を立て、実践できているか評価が出来る。 ② チーム会議を開催しメンバーの意見を引き出す。 ③ スタッフ・サブリーダーのフォローができる。 ④ 家族・利用者・スタッフとより良い関係を築く事が出来る。	① 介護福祉士実習指導者研修(外部研修) ② リーダー研修(外部研修 又キャリア形成訪問事業)
副主任	経験 7 年在職 2 年 昇任試験合格者	① 主任とスタッフのパイプ役になる。 ② 実践レベルでスタッフの模範になり指導に携わる事が出来る。 ③ 主任と協力しフロアのケア方針を立て、実践を通して指導することが出来る。 ④ 予測される問題点を見出し意図的に対応することが出来る。	① リーダー会議を開催し、目標が遂行出来ているか確認し助言する事が出来る。 ② 学習会の計画・実行する事が出来る。 ③ ケアに対する助言・指導が出来る。	① 認知症介護実践リーダー研修(外部研修) ② 管理者研修(外部研修 又キャリア形成訪問事業)
主任 上席主任	副主任経験 5 年 2 ヶ所施設経験 昇任試験合格者 試験合格者	① 施設の方針・目標に基づき、フロア目標を立て、実践、評価しフロア運営をする事が出来る。 ② 役割に基づき権限移譲しスタッフ教育が出来る。 ③ 問題解決にあたる事が出来る。 ④ 上席主任は法人全体を視野に主任の相談に応ずることが出来る。	① 勤務表の作成、勤務状況の把握と調整を行う事が出来る。 ② フロア会議、リーダー会議の開催、副主任会議や各委員会の報告を受け、必要時助言・指示を行う事が出来る。 ③ 他職種との協働、外部とに連携。カンファレンスの参加と助言。 ④ 新任職員の指導・助言。スタッフとの面談。	① 認知症介護管理者研修(外部研修) ② リーダー研修 ③ 管理者研修(外部研修 又キャリア形成訪問事業)
事務長 副施設長 代行 施設長	介護保険及び関係法令を順守できる能力。 経営計画・立案・推進、 人事管理経営分析できる 出来る能力	① 介護保険及び関係法令を順守できる。 ② 経営計画・立案・推進、人事管理経営分析出来る	① 経営計画・立案・推進。法人・各施設の組織運営管理。事業計画の策定。 ② 危機管理。部下の育成。 ③ 職場の人間関係を含めた総合的な管理。情報管理。	① 管理職キャリアアップ研修 ② 人事・労務管理者研修 ③ 福祉経営者研修(外部研修)

*プリセプター制度・・新人職員を支援する教育制度。新人職員と一緒に課題を達成していく関係。経験 2～4 年の人が担当し相談役として新人を支える。人を教える事を通し自分の知識・技術を見直し共に成長していく制度。

*研修会には多数参加できるよう配慮する。研修会は複数回実施する。

*不参加者のために伝達講習を行う。

*チーム・・フロア又職場単位

社会福祉法人えちご府中会正規職員登用規程

(目的)

第1条 この規程は、有期雇用契約を締結した職員及び無期雇用契約に転換した職員を正規職員へ登用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 有期雇用契約を締結した職員及び無期雇用契約に転換した職員が正規職員としての勤務を希望するとき、次の各号のいずれにも該当する場合、正規職員登用の申請をすることができる。

- 一 就業規則に定める正規職員と同様の就業形態で勤務できること
 - 二 試験実施日において勤続年数が5年以上あること
 - 三 配置転換等の人事異動に関する業務命令に応じられること
 - 四 試験実施日の属する年度中に満61歳を迎える者でないこと
- 2 前項第二号に規定する勤続期間中に、休職及び停職処分のある期間がある場合はその期間を勤続年数から除くものとする。
- 3 法人が次の各号を申請資格として認める場合、第1項第二号の定めにかかわらず、申請することができる。
- 一 法人が指定する国家資格等の有資格者
 - 二 その他法人が特別に認めた者

(欠格事項)

第3条 次の各号に該当する者は、前条の規定にかかわらず、申請資格の対象から除外するものとする。

- 一 登用試験実施日前2年以内に懲戒処分を受けた者
- 二 登用試験実施日において、休職を命じられている者

(登用試験)

第4条 登用試験は原則として毎年実施することとし、実施要領を事前に通知する。登用試験は面接試験とし、必要に応じて筆記試験を加えるものとする。なお、登用希望者が無しの場合は登用試験は実施しない。

(申請手続)

第5条 正規職員への登用を希望する者は、実施要領に基づき法人があらかじめ指定する期間に正規職員登用申請書を施設長（所属長）を経て理事長に提出するものとする。

(登用決定)

第6条 試験の可否は、面接試験等における面接担当者の評価と受験者の所属長等の評価を総合的に勘案し決定する。登用を決定したときは、登用試験結果を受験者本人に通知し、試験合格者を正規職員に登用する。登用の実施日については、その都度決定する。

(登用後の処遇)

第7条 正規職員への登用が決定した者についての就業条件や服務等については、就業規則に定めるところによる。

2 年次有給休暇の勤続年数の算定に当たっては、登用前の勤続年数を通算する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規程施行日前の正規職員登用については、この規程により登用されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

社会福祉法人えちご府中会職員昇任試験実施要領

(目的)

第1条 昇任試験は、職員の昇任に関する希望を尊重し、「上席主任」・「主任」・「副主任」の職に昇任させることにより、職員の意欲向上と組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 昇任試験を受験できる職員は、試験を実施する年度の4月1日において、職位毎に定めた必要な要件を全て満たす者とする。

(1) 「副主任」受験に必要な要件

- ①法人の正規職員としての在籍期間が2年以上である者。ただし、②に定める専門職で当該職種の実務経験の合算年数が合計で10年以上となる者は、正規職員としての在籍期間が1年以上あれば受験できるものとする。
- ②医療・介護・福祉等に関する専門職種（看護・介護・相談・リハ・CM・栄養等）は、当該職種の実務経験の合算年数が合計で7年以上となる者で、且つ業務に必要な国家資格等を有している者。
- ③②の専門職種以外の職種（事務・調理・施設管理等）は、現在法人で従事している職種について通算7年以上の実務経験を有している者。

(2) 「主任」受験に必要な要件

- ①副主任職を3年以上経験している者。
- ②法人の複数の施設等の勤務を経験している者。なお、現配属先以外に配置換えが困難な職種の者に限り、副主任職が7年以上であれば受験できるものとする。

(3) 「上席主任」受験に必要な要件

- ①主任職を原則として3年以上経験している。

2 過去に実施された昇任試験を受験し、当該試験の結果が不合格であった者も受験できることとする。

(昇任試験の申し出)

第3条 昇任試験の受験を希望する者は、昇任試験受験申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ所属する施設等の施設長等に提出し、施設長等は受験希望者が受験要件を満たしていることを確認後常務理事に同申込書を提出するものとする。

(昇任試験の実施方法等)

第4条 昇任試験の実施方法等は職位毎に次のとおりとする。

(1) 「副主任」の昇任試験は、配置ポストの有無に関わらず人物本位で原則毎年実施する。

昇任試験実施の通知や試験方法等は、正規職員登用試験の実施要領に準じるものとする。

(2) 「主任」の昇任試験は、既主任職の職員が辞職や異動により空席となり後任の主任職を配置する必要がある場合や新規に主任職を配置する必要がある場合に実施することとし、実施の必要性の判断及び実施時期等は常務理事がその都度決定する。

(3) 「上席主任」の昇任試験は、常務理事が法人の人事事情等を考慮し実施の有無及び時期等

をその都度決定する。

- 2 昇任試験は、受験者の人事評価、小論文、面接とし、これらの試験結果を総合的に判断し、合格者を決定する。
- 3 小論文は職位毎にその都度法人本部の担当部署がテーマを設定し、試験当日まで外部へ情報が漏洩しないように十分注意しなければならない。
- 4 面接は、常務理事、事務局長及び常務理事が必要に応じて指名した者が行うこととする。

(受験者の人事評価等)

第5条 昇任試験受験申込書の提出があった職員について、その者が所属する施設等の施設長等は当該職員の人事評価結果を常務理事に提出しなければならない。

(昇任の決定)

- 第6条 昇任試験に合格し昇任を適当と認めた者については、判定結果を本人に文書で通知すると共に、その後に実施する人事異動で昇任させるものとする。なお、昇任試験に合格した者が、昇任までの間に当該職にふさわしくないと認められる行為などがあった場合は、合格及び昇任を取り消すものとする。
- 2 昇任試験の結果が不合格となった者に対しては、判定の結果を本人に通知すると共に、意欲の減退にならないよう配慮する。なお、不合格者が不合格の理由や試験結果等の情報開示を求めた場合は、試験科目毎の評価点数結果のみ開示に応じるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(福)えちご府中会 公費での取得費用を認めている資格等のリスト

区分	資格の名称	実施機関等	備考
施設運営関係	施設長資格	新潟県	
	特別管理産業廃棄物管理責任者	日本産業廃棄物処理振興センター	五智老
	医療関係機関特別管理産業廃棄物管理責任者	日本産業廃棄物処理振興センター	国府の里
	防火管理者	上越地域消防事務組合	業務命令による取得の場合に限る
介護・看護関係	喀痰吸引指導者	新潟県	正看護師のみ対象
	認知症介護実践研修	新潟県	実践者研修
	認知症介護実践研修	新潟県	実践リーダー研修
	介護福祉士実習指導者	日本介護福祉士会	
	ユニットリーダー研修	日本ユニットケア推進センター	和久楽・名立ひなさき
	初任者研修	ニチイなど研修実施機関	研修費用助成
その他	安全運転管理者	新潟県公安委員会	国府の里管理職